

普及の背景と問題点

背景

- 介護保険のショートステイが利用しにくくなっている。
- ショートステイは利用希望者が多く、2~3ヶ月前から予約がいっぱいになることも多い。
- 愛知・東京・大阪など大都市圏においてショートステイが慢性的に不足。

問題点

- 介護保険給付対象外の自主事業であり、さまざまな基準等はなく、行政指導が難しい。
- 自主事業のため実態把握が困難。

ショートステイ不足を補う形で増えてきたのが
宿泊付
デイサービス

宿泊付デイサービスとは

- デイサービスの利用者を対象に、その営業時間外において、当該施設の設備の一部を使用した宿泊サービスを提供するもの。
- 宿泊事業は介護保険給付対象外であり、デイサービス事業所が自主事業として行うものであることから、国として一律的に基準や条件は付していない。

デイサービスとショートステイ

利用形態に応じた事業所の選択



デイサービス (日中)	・介護保険給付対象 ・人員、設備、運営基準あり
ショートステイ (日中・夜間)	・介護保険給付対象 ・人員、設備、運営基準あり ・宿泊のための専用居室あり

宿泊付デイサービス

1箇所のデイサービスで宿泊も提供



デイサービス (日中)	・介護保険給付対象 ・人員、設備、運営基準あり
デイサービスにおける宿泊事業 (夜間)	・介護保険給付対象外 ・人員、設備、運営基準なし ・宿泊のための専用居室に関する規定なし

資料出所/事業所数については厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成23年11月審査分)

宿泊付 デイサービス 特集

平成 25 年 6 月県議会の一般質問にて、介護保険制度にかかわるさまざまな問題のなかで、特に都市部にみられる問題として、宿泊付デイサービスを取り上げ、質問を致しました。

宿泊付デイサービスは介護保険制度の「すきま」にある問題と言えます。そもそもデイサービスに泊まるのが可能なのか、介護保険制度のショートステイとの違いは一体どこにあるか、多くの方々にはわからないことばかりではないでしょうか。

今回は、これまで注目を集めることの少なかった宿泊付デイサービスの現状について、私の質問内容をまとめることでお伝えしたいと思います。

愛知県議会議員
かわしま太郎

意見

今年2月8日に長崎市の認知症グループホームで火災が発生し、5人の方が亡くなっている。なんの基準もない宿泊付デイサービスにおいて緊急対応がとれるのかが心配。自主事業だからといって黙認するのではなく、介護の質や安全を確保するために何らかの対応が必要ではないか。



行政の動き

国

第5期介護保険計画(平成24年~26年度)において制度化に向けた動きがみられるも見送られる。モデル事業等を行うのみ。

大阪府

平成24年9月1日から独自基準を施行。基準の内容は人員基準がより厳しいほかは、おおむね東京都と同様。届出・公表制度はない。

東京都

平成23年2月に国に対し宿泊サービスの基準や届出を義務づける仕組みを設けるよう緊急提言を行う。都独自に「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの基準及び届出・公表制度」を策定。平成23年5月1日に施行。(右図参照)

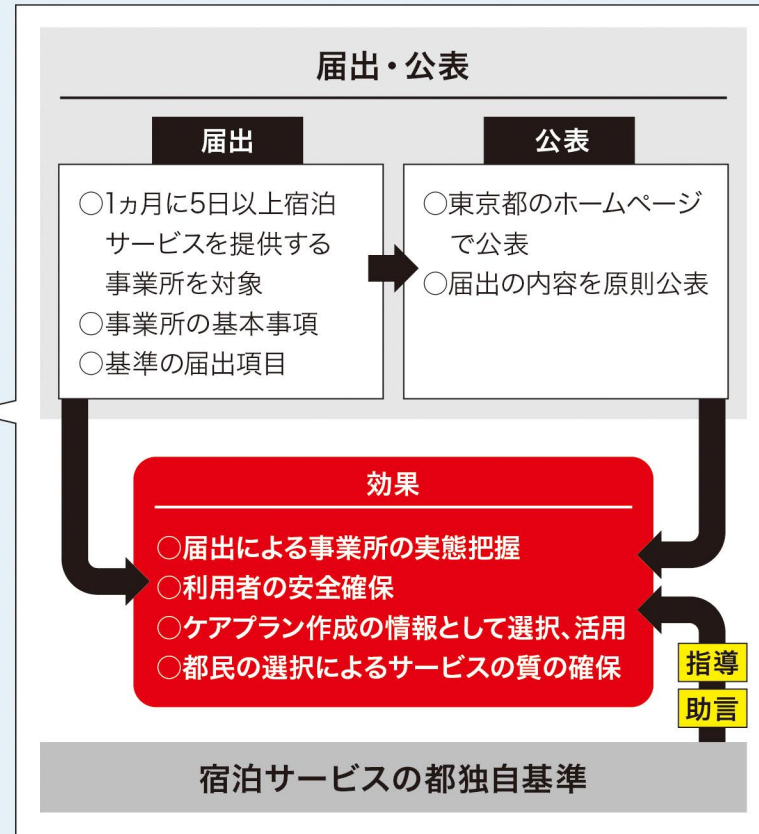
愛知県

平成25年2~3月に県所管の900のデイサービス事業所にアンケート実施。700事業所から回答。99事業所で宿泊サービスを実施と回答。

名古屋市

平成23年12月~24年1月に市内524のデイサービス事業所にアンケート実施。370事業所から回答。67事業所で宿泊サービスを実施と回答。

届出・公表・都独自基準全体の概要



都独自基準概要

第一 総則	○目的 ○サービス提供上の原則 ・緊急かつ短期間の提供等 ・30日を上限等
第二 人員基準	○従業者 ・1人以上等 ○責任者 ・従業者から1名
第三 設備基準	○利用定員 ・事業所定員の1/2以下 ○宿泊室 ・1人当たり床面積 7.43㎡以上等 ○消防設備等
第四 運営基準	○説明及び同意 ○計画の作成 ○健康への配慮 ○緊急時の対応等

都独自の「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの基準及び届出・公表制度」の概要

概要	宿泊サービス 指定通所介護事業所や指定認知症対応型通所介護事業所等において、その設備の一部を使用し、当該事業所の利用者に対して必要な介護や宿泊を伴うサービスを提供すること	実施内容	利用者の尊厳保持及び安全確保のため、 (1) 宿泊サービスについて、都独自基準を定める (2) 宿泊サービスを提供する事業所については届出を指導 (3) 届出項目については公表 (4) 宿泊サービスの提供内容について指導
経緯	・指定通所介護事業所等の利用者を対象に、当該事業所の設備の一部を使用した宿泊サービスを提供する 事業所が増加 ・宿泊サービスの 基準や届出の制度がなく 、実態把握や指導が困難 ・基準や届出を義務付ける仕組みを設けるよう、国に対し 緊急提案	実施時期	施行日/平成23年5月1日 公表開始日/平成23年7月1日

意見

東京都と大阪府の二つの事例を調査したところ、法的根拠のない自主基準であっても、宿泊サービスを行う事業所に対して、「これくらいは守ってもらわない」という基準を示すことで事業所の意識を高める効果は期待できる、と感じた。



県への質問

Q 愛知県でも宿泊付デイサービスの自主基準を作るべだと思えるが、県の見解を伺う。

- ・サービス利用者は住んでいる市町村にこだわることなく、地域をまたいでサービスを利用するので、愛知県として大きく網をかけることが効果的である。
- ・自主基準を作ることで事業所の意識を高める効果が期待できる。(東京都、大阪府の調査より)
- ・介護保険制度や東京都、大阪府の実例を参考にすれば、基準づくりの検討課題はすぐにでも取りまとめられるうえ、予算のかかる話ではない。
- ・愛知県の福祉行政は、介護保険制度外であっても、宿泊付デイサービスについて、きちんと目を向けている、というメッセージを事業者、利用者双方に発信することができる。

A <健康福祉部長 答弁>

利用者が宿泊サービスを希望する場合は、介護保険にはショートステイの制度がありますが、県内の市町村からは、予約がいっぱいで緊急時のニーズに十分対応できないこともあると聞いております。

そこで、本県でも「宿泊付デイサービス」について、まずは実態を把握する必要があると考えてまして、平成25年2月から3月にかけて実態調査を行いました。県所管の通所介護事業所900事業所に対してアンケートを行い、700事業所から回答がございました。そのうち約14パーセントにあたる99事業所で宿泊サービスを実施しているとの回答がありました。

この調査では、施設、設備の状況や利用の実態などについて回答を求めています。回答内容に不明確な点が多く見られたため、現在、各事業者を確認を行いながら、実態把握に努めているところでございます。

要介護者の方々が宿泊するという性格上、サービスの質や安全確保の観点から、最低限の人員や設備、運営の水準を整える必要があると考えられますので、国に対しても、必要な法整備を行うよう、主要な都道府県と協力して、要望することとしております。

一方で、県としましては、実態調査の結果を踏まえ、各市町村のご意見も伺いながら、県独自の基準づくりについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

<知事 答弁>

いわゆる「宿泊付デイサービス」は、介護保険外のサービスであり、利用者事業者との間の自由契約によるものであります。そういう意味では民々の契約であり、事業者にまかせるという考え方もございますが、アンケートの結果、通所介護事業所の約14パーセントが実施しているということから、少なからずそこそこ多くの方々が宿泊サービスを望んでいるものと考えられます。

もちろん、それぞれの通所介護事業所では、適切な運営に努めていただいていると思っておりますが、サービスを利用される高齢者の方々の健康、安全を確保することは県としても非常に重要な課題と認識しております。

従いまして、適切な施設の基準、運営の基準づくりにつきましては全国的な課題であり、本来は国がオールジャパンで統一的去るべきだという風に思うわけですが、そうした国の対応を待っていると少し時間がかかるかなという感じもいたしますので、早期に実情を把握した上で、県としての基準づくりを、できましたら年度内に行っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

詳しくは愛知県議会ホームページをご覧ください <http://www.pref.aichi.jp/gikai/>

あ と が き

今回の質問では、今後の介護保険制度改正において、大きな論点となるであろう宿泊付デイサービスについて取り上げました。質問に先立ち、東京都、大阪府・厚生労働省にて調査をしましたが、すべての調査先で共通していたことは、現状の宿泊付デイサービスを容認しているわけではなく、できれば介護保険のなかで何とかしていきたい、ということでした。私としても同感です。そこで、今回の一般質問では、その解決策の一つとして「小規模多機能型居宅介護の宿泊機能の有効活用」を提案させていただきました。詳細については愛知県議会のホームページよりご覧いただきたく存じます。

「なるべく住みなれた地域での在宅介護へ」という流れのなかで、ショートステイをはじめとする一時宿泊サービスの必要性は、今後さらに増していくと思います。国では、第6期介護保険計画がはじまる平成27年4月にむけて、ショートステイや宿泊付デイサービスなどを含めた一時宿泊サービスのあり方について検討がなされていきます。もう先送りが許される状況ではありません。ぜひとも皆様に関心をもっていただきたいと存じます。

限られた予算のなか、どのような制度であれば高齢者になっても安心して暮らしていけるのか、介護現場での経験を活かし、今後とも積極的に学び、研究し、提案していきたいと考えております。

愛知県議会議員 かわしま太郎



調査に協力していただいた「なでしこ陽明」の伊藤代表と



平成25年6月20日 中日新聞に掲載されました

